

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第4号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(時間外勤務を命ずる際の考慮及び時間外勤務を命ずる時間の上限) 第11条 [略] [2及び3 略] 4 任命権者は、前項の規定により、第2項各号に規定する時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間の算定に係る1年の末日の翌日から起算して <u>1月</u> 以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。 [5 略]	(時間外勤務を命ずる際の考慮及び時間外勤務を命ずる時間の上限) 第11条 [略] [2及び3 略] 4 任命権者は、前項の規定により、第2項各号に規定する時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間の算定に係る1年の末日の翌日から起算して <u>6月</u> 以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。 [5 略]

<p>(早出遅出勤務をさせる職員)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 条例第8条の2第1項第2号の規則で定めるものとは、<u>児童福祉法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、<u>同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助</u>を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。</p>	<p>(早出遅出勤務をさせる職員)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 条例第8条の2第1項第2号の規則で定めるものとは、<u>児童福祉法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動</u>を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第2項の改正規定（「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。